

入札参加資格確認申請の案内

業務件名 一関浄化センター維持管理業務委託

令和 6 年 12 月

岩手県

目次

1	提出期限	1
2	提出場所	1
3	提出書類	1
4	各提出書類の内容	1
5	日程表	3
6	入札参加資格がないと認めた者に対する説明	3
7	申請にあたっての留意事項	3
別紙1	水処理方法の例	4
別紙2-1	業務従事者の基準	5
別紙2-2	維持管理に必要な資格等の条件を満たす者	6
別紙3	一関浄化センター維持管理業務委託一般競争入札日程表	7
様式2-1	一般競争入札参加資格確認申請書	8
様式2-2	共同企業体概要表	9
様式2-3	共同企業体協定書(例文)	10
様式2-4	下水道終末処理場の維持管理業務の受注実績調書	12
様式2-5	総括責任者、副総括責任者及び業務主任者の業務従事予定者名簿	13
様式2-6	資格等の条件を満たす者の配置予定者名簿	14
様式2-7	受付票	15

一関浄化センター維持管理業務委託に関して入札参加資格確認の申請を希望する者の受付は、下記により行う。

「入札説明書」に掲げる入札参加者の資格に関する事項を確認のうえ、本案内により資格確認申請に必要な書類を提出期限までに提出すること。

1 提出期限

令和6年12月26日（木）～令和7年1月8日（水）（ただし、土日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）

受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（郵送による場合は、書留にて2あてに令和7年1月8日（水）午後5時までに必着のこと。）

2 提出場所

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所経営総務課（都南浄化センター管理本館1階）

3 提出書類

申請にあたっては、以下の書類及び資料を提出すること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2-1）2 企業概要（パンフレット等）3 下水道処理施設維持管理業者登録規程（以下「登録規程」という。）関係書類
（1）登録規程第2条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し
（2）令和5年度の現況報告書（添付書類を含む）の写し4 下水道終末処理場の維持管理業務委託の受注実績調書（様式2-4）5 総括責任者、副総括責任者及び業務主任者の業務従事予定者名簿（様式2-5）6 資格等の条件を満たす者の配置予定者名簿（様式2-6）7 入札説明書4(1)イに示されている技術提案書8 受付票（様式2-7）9 入札参加資格確認結果通知書用封筒一式（切手460円分を貼付したもの）
※共同企業体にあつては、共同企業体概要表（様式2-2）及び共同企業体協定書（様式2-3）の写しを提出すること。 |
|---|

4 各提出書類の内容

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

様式2-1により提出すること。

(2) 登録規程関係書類

ア 登録規程第2条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し

登録の更新を受けた場合には、有効期限内の書類の写しを提出すること。

イ 令和5年度の現況報告書（添付書類を含む）の写し

登録規程第7条の規定により国土交通大臣に提出した最新の現況報告書（添付書類を含む）の写しを提出すること。

(3) 下水道終末処理場の維持管理業務委託の受注実績調書

ア 様式2-4により提出すること。単独の者又は共同企業体の代表者の受注実績は、入札説明書2(1)アに示す条件に合致するものであること。

イ 維持管理業務委託の受注業務内容は、「水質試験業務、保守点検業務、汚泥処理業務及び中央監視業務」などの業務を一括して行う業務を受注したものであること。

ウ 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設の例は別紙1による。処理能力については、日最大処理能力であること。

エ 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設は、嫌気性消化タンク設備、汚泥濃縮設備及び汚泥

脱水設備が含まれるものであること。

オ 受注実績調書の記載内容を証明する契約書（仕様書その他の資料を含む）等の写し又は発注者が発行する証明書を添付すること。

カ 平成31年4月1日以降、令和6年3月31日までに12月以上継続して履行完了した実績について記載すること。

キ 個別の処理場維持管理業務委託の受注実績が複数ある場合には、5件以内について1件ごとに別葉に記載し提出すること。

なお、(4)に定める業務従事予定者であって、必要とされる実務経験の対象となる処理場の受注実績については、必ず記載すること。

ク 受注実績が共同企業体の構成員のものであるときは、当該共同企業体の協定書（出資比率が記載されているものに限る。）の写しを提出すること。

(4) 総括責任者、副総括責任者及び業務主任者の業務従事予定者名簿

ア 様式2-5により提出すること。総括責任者、副総括責任者及び業務主任者は、入札説明書2(1)イの基準に基づくものとする。

イ 業務従事者の配置については、別紙2-1を参照のこと。

ウ 総括責任者及び副総括責任者は、流域下水道の維持管理を行う者の資格（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3）を有する者であること。

エ 総括責任者については、入札説明書2(1)イ(ア)に示す施設条件に合致する処理場の維持管理業務委託において、総括責任者若しくは副総括責任者としての実務経験を2年以上有すること。

オ 各業務主任者においては、同施設条件に合致する処理場の維持管理業務委託において、それぞれの業務における担当者としての実務経験を3年以上有すること。

カ 副総括責任者が、一つの業務主任者を兼務することは、妨げない。

キ 従事者の基準に応じ、次の書類を添付すること。

- ・ 施設条件に合致する処理場における実務経験の期間に、契約の相手方に提出した総括責任者選任届、従業員届、業務別人員配置表等の写しを添付すること。

- ・ 総括責任者及び副総括責任者に必要とされる資格を有することを証明する書類の写し。

- ・ 最終学歴を証明する書類（証明書又は卒業証書の写し）

ク 従事予定者の実務経験が、現在の所属と異なる下水道処理施設維持管理業者における実務経験の場合、当該維持管理業者により実務経験を証明された書類（様式2-5準拠）を提出すること。

この場合、証明する実務経験の期間中、当該維持管理業者が入札説明書の施設条件に合致する処理場の受注実績を有することを証明するため、(3)の受注実績調書（契約書の写し等の添付を含む。）を添付すること。

(5) 資格等の条件を満たす者の配置予定者名簿

ア 様式2-6により提出すること。入札説明書2(1)ウに定める条件を満たす者の配置予定を記載すること。

イ 配置を予定する者の資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 資格等の条件を満たす者の配置については、別紙2-2を参照のこと。

エ 同一人が複数の資格等を兼ねることを認める。ただし、総括責任者は除く。

(6) 入札説明書4(1)イに示されている技術提案書

(7) 受付票

様式2-7に記入のうえ、提出すること。

(8) 入札参加資格確認結果通知書用封筒一式

長型3号封筒に入札参加資格確認結果通知の送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手（簡易書留郵便350円＋定型郵便物110円（50gまで）＝460円分）を貼付したものを提出すること。

5 日程表

別紙3参照のこと。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、岩手県北上川上流流域下水道事務所長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和7年1月29日（水）午後5時
 - イ 提出場所 岩手県北上川上流流域下水道事務所経営総務課
電話 019-908-2008
 - ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 岩手県北上川上流流域下水道事務所長は、説明を求められたときは、令和7年2月4日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 申請にあたっての留意事項

提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、入札の無効又は落札決定の取り消しを行うとともに、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者として取り扱う場合があるので、十分に注意されたいこと。

別紙 1

1. 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設とする水処理方法の例

区 分	水処理方法	摘 要
標準活性汚泥法等	標準活性汚泥法	左欄の処理方法において、有機物若しくは凝集剤を添加し、又は急速濾過法を併用する水処理方法を含む。
循環式硝化脱窒法等	循環式硝化脱窒法	
	硝化内生脱窒法	
	ステップ流入式多段硝化脱窒法	
嫌気好気活性汚泥法	嫌気好気活性汚泥法	
嫌気無酸素好気法	嫌気無酸素好気法	

2. 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設としない処理方法の例

<p>オキシレーションディッチ法、 長時間エアレーション法、 回分式活性汚泥法、 好気性ろ床法、 接触酸化法、 単槽式嫌気好気活性汚泥法（ツービート）等の水処理方法</p>

業務従事者の基準

一関浄化センター維持管理業務委託

	職種名	内 容	基準等
1	総括責任者	業務全体の現場責任者であり、業務従事者の指導監督を行い、業務の総括にあたり管理能力がある者	流域下水道の維持管理を行う者の資格(下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3)を有する者で、かつ、総括責任者又は副総括責任者としての2年以上の実務経験を有する者
2	副総括責任者	総括責任者の補佐及び代行を行い、管理及び高度な技術を有する者	流域下水道の維持管理を行う者の資格(下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3)を有する者
3	業務主任者 〔運転業務〕 〔環境計測業務〕 〔保守点検業務〕	各業務の責任者で、高度な技術を有し、各業務の指揮をとり、業務従事者の指導を行う者	当該業務で業務担当者として3年以上の実務経験を有する者

※実務経験とは、入札参加資格において規定する処理場での当該職種の実務経験をいう。
 ※職種については、専任とする。但し、副総括責任者が1つの業務主任者を兼ねることについては、妨げないものとする。

別紙 2 - 2

維持管理に必要な資格等の条件を満たす者

一関浄化センター維持管理業務委託

	資格者等名称	資格者等設置の目的	法的根拠(※)	摘要
1	流域下水道の維持管理を行う者の資格	業務の円滑な遂行のため、総括責任者及び副総括責任者に対し、下水道管理の知識を有する者を必要とするため。	下水道法施行令第 15 条の 3	
2	甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（第 4 類）	地下重油タンク等の危険物を安全に管理するため	消防法（第 13 条、第 13 条の 2）	
3	アーク溶接等の業務に係る特別教育を受けた者	当該浄化センターに簡易修繕のための溶接設備があるが、これを使用して溶接作業をする場合に資格が必要	労働安全衛生法（第 59 条） 労働安全衛生規則（第 36 条）	
4	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	下水施設においては、酸欠状態になる危険性の高い場所があるため、その現場において作業をする場合に資格が必要	労働安全衛生法（第 14 条、第 61 条） 酸素欠乏症予防規則（第 26、27 条）	第 2 種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を終了した者は、同等と見なす
5	玉掛けの業務に関する資格を有する者	荷物などをクレーンで移動する場合、玉掛けについて技能者が必要	労働安全衛生法（第 61 条） クレーン等安全規則（第 221 条）	
6	クレーン運転士、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者又はクレーンの運転の業務に係る特別の教育を受けた者	吊り上げ荷重が 5 t 未満のクレーンにおいて、これを使用してクレーン作業をする場合に資格が必要	労働安全衛生法（第 59 条） 労働安全衛生規則（第 36 条） クレーン等安全規則（第 21 条）	
7	特定化学物質等作業主任者	硫酸等の特定化学物質を取扱う場合において、汚染されたり、これを吸収しないように作業環境の改善を図る必要がある。	労働安全衛生法（第 14 条、第 16 条） 特定化学物質等障害予防規則（第 51 条）	
8	第一種電気工事士	簡易修繕を含めているため、当該資格者が必要である。	電気工事士法（第 2 条から第 5 条）	
9	総括安全衛生管理者	法律の規定による。（ただし、300 人以上の労働者が勤務する場合）	労働安全衛生法（第 10 条）	
10	安全管理者、衛生管理者及び産業医	法律の規定による。（ただし、50 人以上の労働者が勤務する場合）	労働安全衛生法（第 11、12、13 条）	
11	安全衛生推進者	法律の規定による。（ただし、10 人以上 50 人未満の労働者が勤務する場合）	労働安全衛生法（第 12 条の 2）	

※ 法的根拠には、資格が必要となる行為（業務）の法的根拠及び免許等の資格を規定(認定)する法的根拠を記載している。

別紙 3

一関浄化センター維持管理業務委託一般競争入札日程表

日 付	時 間	項 目
令和 6 年 12 月 17 日 (火)	8:30	県報入札公告、入札説明書等交付開始、施設機能報告書閲覧期間開始 (9:00~16:00)
12 月 20 日 (金)		処理場現地調査期間開始 (10:00~15:00)
12 月 26 日 (木)	8:30	入札参加資格申請受付開始
令和 7 年 1 月 7 日 (火)		処理場現地調査期間終了、施設機能報告書閲覧期間終了
1 月 8 日 (水)	17:00	入札参加資格申請期限、入札説明書交付終了
1 月 17 日 (金)	17:00	入札参加資格申請書補足、補正期限
1 月 23 日 (木)		入札参加資格確認通知
1 月 29 日 (水)	17:00	入札参加資格不適理由説明要請期限
1 月 30 日 (木)	17:00	入札説明書等に関する質問受付終了
2 月 4 日 (火)		入札参加資格不適理由説明期限
2 月 5 日 (水)	17:00	郵送による入札書締め切り
2 月 6 日 (木)	11:00	入札、開札
2 月 28 日 (金)		契約手続き終了 (見込)
3 月 3 日 (月)		引継開始 (見込)
3 月 31 日 (月)		引継終了
令和 7 年 4 月 1 日 (火)		業務開始